

坂井市子ども・子育て会議条例の制定について（案）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、市の実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査審議を行うため坂井市子ども・子育て会議を設置する。

施行日 令和2年4月1日

<主な内容>

坂井市子ども・子育て会議の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

1 所掌事務

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (3) 坂井市子ども・子育て支援事業計画に関する事項を処理すること。
- (4) 坂井市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 組織等

- (1) 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、任期は2年とする。
- (2) 委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、教育又は保育の関係者、子どもの保護者等のうちから、市長が委嘱する。

坂井市子ども・子育て会議条例（案）

令和 年 月 日
坂井市条例第 号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、坂井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （2）関係団体の推薦を受けた者
- （3）教育又は保育の関係者
- （4）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （5）子どもの保護者
- （6）その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。